

# 指定特定相談支援事業・障害児相談支援事業

## 重要事項説明書

本重要事項説明書は、当事業所と指定計画相談支援サービスに関する利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条に基づき、事業所の概要や提供される相談支援の内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

\* 本事業所では、ご利用者に対して障害者総合支援法、又は児童福祉法に基づく指定計画相談支援等のサービスを提供します。

### ◆◆目次◆◆

1. 事業者の概要.....	2
2. 事業所の概要.....	2
3. 事業実施地域.....	3
4. 営業時間.....	3
5. 従業員の体制及び業務内容.....	3
6. 当事業所が提供するサービスと内容と実施方法.....	3~5
7. 料金及び利用料.....	5~7
8. サービス提供内容の記録.....	8
9. 秘密の保持と個人情報の保護.....	8
10. 損害賠償保険への加入.....	8
11. 相談・苦情の受付.....	9

社会福祉法人香美町社会福祉協議会

障害者相談支援事業所

当事業所は特定相談支援事業者の指定を受けています。

香美町指定 第2834710010号

香美町指定 第2874700012号

特定相談支援事業・障害児相談支援事業の提供について、契約を締結する前に知っていただきたいと思います内容を説明しますので、わからないことがあれば遠慮なくご質問ください。

## 1. 事業者の概要

名 称	社会福祉法人 香美町社会福祉協議会
所在地	兵庫県美方郡香美町香住区森 3 1 - 1
電話番号	0 7 9 6 - 3 9 - 2 0 5 0
代表者氏名	会 長 森 脇 修
設立年月	平成 1 7 年 4 月 1 日
事業者が行なっている他の事業	1) 訪問介護事業・介護予防訪問介護事業 2) 訪問入浴介護事業 3) 通所介護事業・介護予防通所介護事業 4) 認知症対応型生活介護事業・介護予防認知症対応型生活介護事業 5) 高齢者等生活支援事業 6) 障害者訪問入浴事業 7) 障害福祉サービス事業 8) ナイトケアサービス事業 9) 日中一時支援事業 10) 移動支援事業 11) 小地域福祉活動推進事業 12) ボランティア推進事業 13) 総合相談事業

## 2. 事業所の概要

事業所の種類	指定特定相談支援事業所・障害児相談支援事業所 平成 2 6 年 7 月 1 日指定 事業所番号 2834710010 事業所番号 2874700012
事業所の名称	香美町社会福祉協議会障害者相談支援事業所
事業所の所在地	兵庫県美方郡香美町香住区森 3 1 番地の 1
サービスの主たる対象者	身体障害者 知的障害者 障害児 精神障害者 難病等対象者

連絡先	電話番号 0796-39-2050
	FAX番号 0796-39-2150
事業の目的	お客様及び障害児の保護者（以下「お客様等」という。）の相談や意向等に基づき、障害福祉サービス等が適切に利用できるようサービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、適切なサービス提供が確保されるよう関係機関との連絡調整を行うことを目的とします。
事業所の運営方針について	事業の実施に当たっては、 ①お客様が有する能力及び適性や心身の状況等に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、心身の状況・環境等に応じて、お客様等の選択に基づき、適切な障害福祉サービス等が多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して事業を行います。 ②保健・医療・福祉サービス機関と連携を図り、サービスの提供に努めます。 ③お客様等の意思及び人格を尊重し、常にお客様等の立場に立って、特定の種類または特定のサービス事業者に偏ることのないよう、公正中立に行います。 ④自らその提供する指定計画相談の評価を行い、常にその改善を図ります。 ⑤前4項の他、関係法令等を遵守し、事業を実施します。
開設年月	平成26年7月1日

### 3. 事業実施地域

兵庫県美方郡香美町区全域
--------------

### 4. 営業時間

営業日	月曜日～金曜日 (国民の祝日及び12月29日から1月3日までを除く)
営業時間	8時30分～17時15分
サービス提供時間帯	8時30分～17時15分

### 5. 事業所の従事者の体制

職 種	人数	勤務形態	業務内容
管理者	1名	常勤専従	従業者・業務の管理を一元的に行い、必要な指揮命令を行う

相談支援専門員	2名	常勤専従	お客様等の日常生活全般に関する相談業務及びサービス等利用計画の作成に関する事、その他必要な事務
---------	----	------	---

## 6. 当事業所が提供するサービスの内容と実施方法について

内容	実施方法
お客様等からの日常生活全般に関する相談	お客様等の立場に立って懇切丁寧に行い、お客様等又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすい説明を行います。
アセスメントの実施	<p>(1) 適切な方法により、お客様の心身の状況、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて、お客様の希望する生活やお客様が自立した日常生活を営むことができるよう、支援する上で解決すべき課題等の把握を行います。</p> <p>(2) お客様等の居宅を訪問し、お客様等及びその家族に面接して行います。また、面接の趣旨をお客様及びその家族に対して十分に説明し、理解を得ます。</p>
サービス等利用計画案の作成	アセスメントに基づき、当該地域における指定障害福祉サービス等が提供される体制を勘案して、最も適切な福祉サービス等組み合わせについて検討し、お客様等及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容等を記載します。
サービス担当者会議の開催	サービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集して会議を開催し、サービス担当者に対する照会等により、サービス等利用計画案の内容について、担当者から専門的な見地からの意見を求めます。
サービス等利用計画の作成	サービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等について、障害者総合支援法第19条第1項に規定する介護給付費等の対象となるかどうかを確認した上で、サービス等利用計画を作成し、お客様等及びその家族に対して説明し、文書により利用者等及びその家族の同意を得ます。
継続的なモニタリングの実施	<p>(1) お客様等及びその家族、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡を継続的に行い、お客様の居宅等を訪問し、お客様に面接し、その結果を記録します。</p> <p>(2) モニタリングの結果、必要に応じてサービス等利用計画を変更し、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。</p>

その他	上記のサービスに附帯するその他必要な相談支援、助言等を行います。
-----	----------------------------------

## 7. 料金及び利用料について

### (1) サービス利用料金

内 容	料 金
機能強化型サービス利用支援費（Ⅱ） （サービス等利用計画を作成、変更した月）	計画相談 19,140円/月 障害児 21,010円/月
機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅱ） （モニタリングを実施した月）	計画相談 16,610円/月 障害児 17,960円/月
特別地域加算	+15%の料金

#### 〈加算〉

加算の名称	内 容
① 初回加算	新規にサービス等利用計画を作成する場合 計画相談…3,000円/月 障害児…5,000円/月
② 主任相談支援専門員配置加算（Ⅰ）	地域の相談支援の中核的な役割を担う指定特定相談支援事業所であって、主任相談支援専門員を当該事業所に配置した上で、当該主任相談支援専門員が、当該事業所の従業者及びその他の相談支援事業所の従事者に対し、その資質の向上のため指導・助言を実施している場合 3,000円/月
③ 要医療児者支援体制加算（Ⅰ）	医療的ケア児等コーディネーター養成研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表しており、かつ、当該相談支援専門員により、医療的ケア児者に対して現に指定計画相談支援を行っている場合 600円/月
④ 精神障害者支援体制加算（Ⅱ）	地域生活支援事業による精神障害者の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合 300円/月
⑤ 行動障害支援体制加算（Ⅰ）	強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表しており、かつ、当該相談支援専門員により、強度行動障害児者（障害支援

	区分3かつ行動関連項目等の合計点数が10点以上である者) に対して現に指定計画相談支援を行っている場合 600円/月
⑥ 入院時情報連携加算(I) 入院時情報連携加算(II)	(I)医療機関を訪問して情報提供した場合 …3,000円/月 (II)医療機関への訪問以外の方法で情報提供した場合…1,500円/月 利用者1人につき月1回を限度とする
⑦ 退院・退所加算	退院・退所時、医療機関等職種から情報収集し、カンファレンスに参加し、サービス等利用計画を作成した場合(入院・入所中に3回を限度とする) 3,000円/月
⑧ 居宅介護支援事業所等連携加算	※ 介護保険の居宅介護支援事業者等への引継に一定期間を要する者等に対し、介護保険サービスの利用に移行する場合、月2回以上居宅への訪問を行い、利用者及び家族との面談を実施。情報や計画内容等を居宅介護支援事業所へ提供し、居宅サービス計画等の作成に協力した場合 3,000円/月  他機関との連携に当たり、利用者の心身の状況等の必要な情報を提供する場合 1,500円/月
⑨ 医療・保育・教育機関等連携加算	医療・保育・教育機関等の職員と面談や会議を行った場合 ◎計画作成月：2,000円/月 ◎モニタリング月：3,000円/月 ◎通院同行(利用者の通院に同行し、必要な情報提供を実施)：3,000円/回 ◎情報提供(関係機関に対して文書により情報提供を実施)：1,500円/回
⑩ 集中支援加算	月2回以上訪問、会議開催、会議参加 3,000円/月 通院同行：3,000円/回 情報提供：1,500円/回
⑪ サービス提供時モニタリング加算	モニタリング時またはそれ以外の機会に計画に位置付けた事業所等を訪問し、サービス提供場面を直接確認・把握し、結果を記録した場合 1,000円/月

⑫ サービス担当者会議実施加算	サービス利用開始時やモニタリング実施時、計画に位置付けた担当者を招集し協議したり、計画変更その他便宜の提供を検討した場合 1, 000円/月
-----------------	---

注1) 上記サービス料金は、お客様等からの直接的な料金の支払いは発生しません。

事業者が法律の規定に基づいて、市町村から計画相談支援給付額を代理受領します。なお、代理受領した利用料の額については、お客様に通知します。

注2) 事業者が計画相談支援給付費額の代理受領を行わずサービスを提供する場合は、上記の金額をお支払いいただきます。この場合、利用者に「サービス提供証明書」を交付します。（「サービス提供証明書」と「領収書」を添えてお住まいの区市町村に申請すると計画相談支援給付費が支給されます。）

## (2) 交通費

通常の事業実施地域外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

なお、事業所の自動車を使用した場合の交通費は、下記の料金を徴収します。

- ①実施地域を超えた地点から片道10Km未満 1, 000円
- ②実施地域を超えた地点から片道10Km以上15Km未満 1, 500円
- ③実施地域を超えた地点から片道15Km以上5Km未満まで増すごとに500円加算

## (3) 利用料金のお支払い方法について

### ①利用料の請求

利用料が発生した場合、利用月ごとの合計金額により請求いたします。

請求書は、利用月の翌月15日までに利用者宛に届けます。

### ②利用料の支払いについて

請求書を受け取られましたら確認の上、請求書が届けられた月の25日までに下記のいずれかの方法でお支払いください。

- ア. 利用者指定口座からの自動振替え  
郵便局以外で、香美町内の金融機関に所有されるお客様の口座から自動振替するために別紙届出書の提出が必要です。
- イ. 事業者指定口座への振込み  
但馬銀行 香住支店 普通預金 7112046  
口座名義 社会福祉法人香美町社会福祉協議会  
会長 森脇 修
- ウ. 現金支払い

お支払いを確認しましたら領収書を発行しますので必ず保管をお願いします。

費用の支払いについて、支払いの期日から3ヶ月以上滞納し、さらに支払いの催

促日から14日以内にその支払いがない場合には、契約を解約した上で、未払い分を支払いいただくこととなります。

## 8. 虐待の防止のための措置

本事業所では、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るため、次の措置を講じています。

- (1) 虐待の防止に関する責任者 【虐待防止責任者】 管理者 濱本 真美
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

## 9. サービスの提供内容の記録について

提供したサービスの記録は、サービスを提供した日から5年間保存します。  
また、お客様等とその家族に限り記録の閲覧及び写しの交付が可能です。

## 10. 秘密の保持と個人情報の保護について

事業所及び従事者は、サービスを提供する上で知り得たお客様等及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。

この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

ただし、以下のために必要最小限の範囲内で使用します。

- ①お客様等に関わるサービス等利用計画の立案やサービス提供のために実施されるサービス担当者会議等での情報提供
- ②サービス事業所との連絡調整
- ③お客様等が医療サービスの利用を希望している場合及び主治医の意見を求める必要がある場合
- ④その他緊急連絡を必要とする場合等

## 11. 損害賠償保険への加入

当事業所はサービスの提供に伴って賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名 あいおい・ニッセイ同和損害保険株式会社

保険名 社会福祉・介護保険施設総合保険

補償の概要 内容詳細についてお知りになりたい場合は、当事業所管理者までご連絡ください。

## 12. サービス提供に関する相談・苦情窓口

### (1) 当事業所における苦情の受付及びサービス利用等のご相談

サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払いや手続きなどサービス利用に関するご相談、お客様等の記録等の情報開示の請求は以下の専用窓口で受け付けます。

○お客様相談係<苦情受付窓口(担当者)> [職名] 管理者 濱本 真美

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 8:30～17:15

○電話 0796-39-2050 / FAX 0796-39-2150

<苦情解決責任者 [職名] 管理者 濱本 真美>

### (2) 第三者委員

本事業所では、地域にお住まいの以下の方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から本事業所のサービスに対するご意見などをいただいています。お客様は、本事業所への苦情やご意見は「第三者委員」に相談することもできます。

<第三者委員>

名 前	連絡先

### (3) 行政機関その他苦情受付機関

香美町福祉課	所在地 兵庫県美方郡香美町香住区香住 870-1 電話番号 0796-36-1111・FAX 0796-36-3809 受付時間 午前8:30～午後5:15
兵庫県社会福祉協議会 (運営適正化委員会)	所在地 神戸市中央区坂口通 2-1-1 電話番号 078-291-7070 受付時間 午前8:30～午後5:15

## 13. 重要事項を説明した場所・年月日・時間

この重要事項説明書の 説明場所・年月日・時間	場所
	令和 年 月 日
	時 分

※ なお、この重要事項説明書の内容に変更が生じた場合は、お客様にその内容を文書で通知し、口頭にてご説明し、同意をいただきます。

令和 年 月 日

サービスの提供開始にあたり、本書面に基づき重要事項をお客様に対して説明しました。

事業者 法人名 社会福祉法人 香美町社会福祉協議会  
代表者 会 長 森 脇 修 ⑩

事業所 所在地 兵庫県美方郡香美町香住区森 31-1  
事業所名 香美町社会福祉協議会障害者相談支援事業所  
管理者名 濱 本 真 美 ⑩

説明者氏名 \_\_\_\_\_ ⑩

私は、本書面により事業所から重要事項の説明を受け、同意しました。

お客様 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ ⑩

児 童 氏 名 \_\_\_\_\_ ⑩

代理人 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ ⑩  
(お客様との続柄： )

署名代筆者 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ ⑩  
(お客様との続柄： )

立会人 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ ⑩  
(お客様との続柄： )